

第Ⅲ部

計画の内容

少子化対策として特に有効と考えられる施策には、(★)を記載しています。

第1章 子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う 子育て支援の風土づくり

- (1) 「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」の推進(★) … 37
- (2) 子育て支援ネットワークの充実(★) … 41

第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

- (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり
 - ア 子育て家庭への支援(★) … 44
 - イ 子育てを支え合える地域社会づくり(★) … 47
 - ウ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進(★) … 51
- (2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり … 55
- (3) 子育て家庭への経済的な支援(★) … 59

第3章 子どもを安心して生み健やかに育てることのできるまちづくり

京都市母子保健計画

- (1) 思春期における次世代を育む意識づくり(★) … 63
- (2) 思春期のこころとからだの健康づくり … 66
- (3) 安心して妊娠・出産できる環境づくり(★) … 70
- (4) 乳幼児の健やかな発育・発達と育児不安を軽減するための支援(★) … 74
- (5) 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実(★) … 80
- (6) 望ましい食生活を育むための環境づくり … 84

第4章 安心して子育てできる幼児教育・保育の充実

- (1) 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上(★) … 90
- (2) 多様な幼児教育・保育の提供及び質の向上(★) … 109

第5章 放課後の子どもたちの居場所づくり 京都市放課後子ども総合プラン(★) … 119

第6章 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子どもたちを育むまちづくり

- (1) 開かれた学校づくりと市民ぐるみ・地域ぐるみで進める教育
 - ア 開かれた学校づくりの推進 … 127
 - イ 地域・各団体と連携した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及・実践 … 129
- (2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成(★)
 - ア 確かな学力の向上と創造性豊かな子どもの育成 … 130
 - イ 心身ともに健全でたくましい子どもの育成 … 135
 - ウ 障害のある子どもの教育の充実 … 139
 - エ 魅力ある高校づくりの推進 … 140

(3) 子どもたちの「学び」を支える教育環境の充実（★）	
ア 安心安全でゆとりとうるおいのある学校づくりの推進	142
イ きめ細かな指導による子どもたちの教育の充実	144
(4) 親と親になる世代への働きかけ，家庭教育の充実・支援（★）	
ア 親とこれから親になる青少年世代への働きかけ	146
イ 家庭教育と子育て支援	147
(5) 青少年の自主性と創造力を育むまちづくり	149

第7章 支援を必要とする子どもや家庭を大切にするまちづくり

(1) 児童虐待対策・少年非行対策の推進	
ア 児童虐待対策	152
イ 少年非行対策	158
(2) 被虐待児をはじめとした養護等が必要な子どもの福祉	京都市家庭的養護推進計画 161
(3) 障害や疾病等で支援が必要な子どもの福祉	180

第8章 ひとり親家庭の自立促進

京都市ひとり親家庭自立促進計画 189

第9章 すべての家庭を支える子育て支援施策の充実

京都市子ども・子育て支援事業計画

(1) 教育・保育提供区域の設定	206
(2) 幼児教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	210
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	
ア 利用者支援事業	221
イ 時間外保育事業	222
ウ 一時預かり事業（一般型）	224
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	226
オ 病児保育事業	228
カ 放課後児童健全育成事業	229
キ 養育支援訪問事業	233
ク 子育て短期支援事業	238
ケ 地域子育て支援拠点事業	240
コ 子育て援助活動支援事業	244
サ 乳児家庭全戸訪問事業	246
シ 妊婦に対する健康診査	248

注：施策・主な取組の表記について（P40～205）

新規：前計画に掲げておらず，本計画の計画期間中に新たに実施するもの
新規（推進中）：計画に掲げていなかったが，前計画の計画期間中（2010（平成22）～2014（平成26）年度）に新たに実施しているもの

第Ⅲ部

計画の内容

第1章

子どもを社会の宝として市民・地域ぐるみで子育てを支え合う子育て支援の風土づくり

(1)「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）」の推進(★)

子どもを共に育む 京都市民憲章



わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、
慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを
大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、
京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、
子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが
求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、
命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で
臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、
学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、
共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。



わたくしたちは、

- 1 子どもが存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先します。

平成19年2月5日（育児ニコニコ笑顔の日）制定
3月13日 京都市会が憲章推進を決議

制定の経緯

京都のまちは、地蔵盆や各地域の祭り、伝統行事に象徴されるように、子どもを大切にする文化を誇りとし、また、全国に先駆けて小学校を創設し、地域住民が運営に参画するなど、地域社会を基盤にした子育てと人づくりを担う自治の精神に満ちた輝かしい伝統を有しています。

そうした精神と社会の在り様は、子どもに社会の一員として愛される喜びと愛することの大切さを教え、共に生きるうえでの規律、支え合い、育ち合いの姿勢を自然と学ばせ、身につけさせる役割を担ってきました。

しかし、今、現代社会において、急速な情報化に加えて、物質的な豊かさや利便性があまりにも優先され、家庭での親子、更に兄弟姉妹や祖父母、地域での人と人とのふれ合いやつながりといった、子どもの健やかな育ちに大切な力が失われつつあります。

さらに、子どもの命が粗末に扱われたり、子ども自身が自尊感情を持てず、命を軽視してしまふ現実を前に、改めて京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力に依拠しつつ、子どもを健やかに育むため、市民の心意気を行動で示すことが緊急の課題となっています。

こうした状況のもと、2006（平成18）年6月には「人づくり21世紀委員会からの提言」が提出されるなど、子どもの命と健やかな成長を最優先させるため、今、大人として何をなすべきかを共に考え行動する市民の輪が広がってきています。

こうした動きを受け、児童虐待等の様々な子どもの問題に取り組んできた京都子どもネットワーク連絡会議とも連携し、親として市民として、さらには企業としての行動のあり方を具体化する「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定する運びとなったものです。

現状と課題

「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都はぐくみ憲章）」（以下「憲章」という。）は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、子どもたちのために大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として、2007（平成19）年2月5日に制定しました。

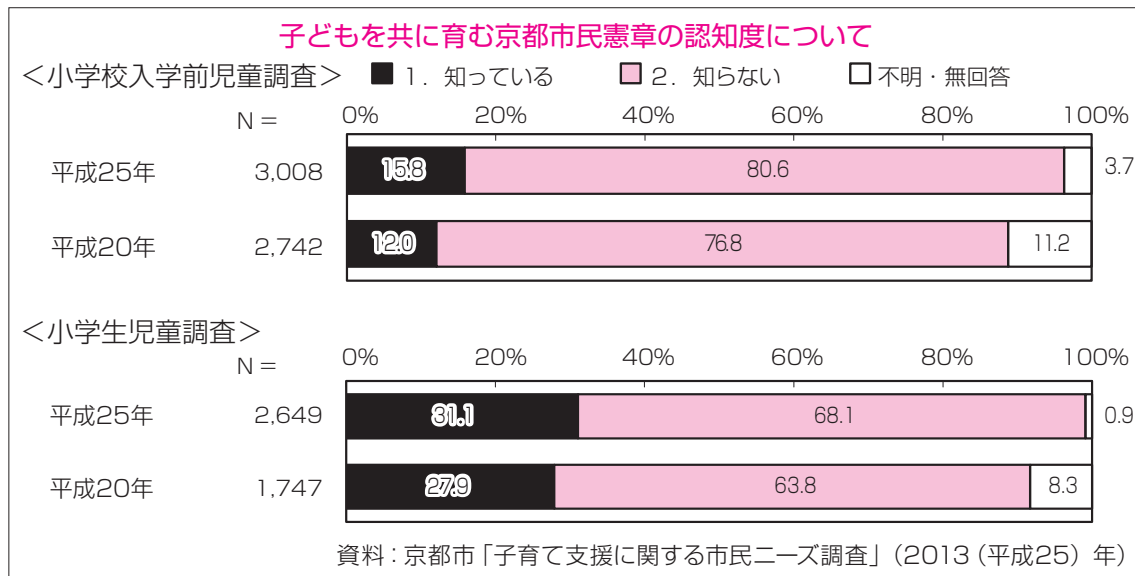
また、2011（平成23）年4月には、憲章の理念が市民生活の隅々にまで浸透することを目指し、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、「京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」（以下「推進協議会」という。）の設置や、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰、毎年2月5日の「憲章の日」を契機とした普及啓発の取組など、憲章の実践を推進する機運づくりを進めているところです。

さらに、2013（平成25）年6月には、人づくり21世紀委員会から、憲章の更なる普及等に関する提言が市長に提出され、この提言も踏まえ、同年8月に、市長から推進協議会に対して「憲章の実践の推進に向けた具体的な方策及び条例の見直し」について諮問しました。推進協議会では、広く市民意見も聴取しながら、6回にわたる議論を重ね、市長への答申が提出されました。

推進協議会の答申を踏まえ、2014（平成26）年3月には、子どもを育む社会の環境づくりを優先するため、「真のワーク・ライフ・バランス」を実現するための取組の充実や、ソーシャルメディアを含むインターネットの不適切利用対策を進めるために必要な措置を新たに盛り込

んだ改正条例を施行しました。また、新たに決定した愛称「京都はぐくみ憲章」や新ロゴマークを活用し、憲章の理念をわかりやすく周知するための広報や、企業を対象にした啓発、情報発信の充実に取り組んでいるところです。

一方で、ニーズ調査結果によれば、憲章の認知度については、2008（平成20）年の前回調査と比べ、小学校入学前児童の保護者で3.8ポイント、小学生の保護者で3.2ポイント上昇しているものの、憲章の制定から8年が経過した現在も、まだまだ市民一人ひとりにまで浸透していない状況であり、一層の普及啓発に取り組む必要があります。



子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」の推進

「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」では、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対する「緊急の方策」として、「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの方策について規定し、京都市において取組を進めるとともに、この間、国・京都府においてもその対策のための法整備が進められてきました。

一方で、条例制定後、スマートフォンの普及に伴い、ソーシャルメディアが、子どもたちの間にも急速に広がっています。ソーシャルメディアは、コミュニケーション手段の提供に積極的な役割を果たす一方、保護者の知らない間に子どもたちがこれらを介して犯罪等に巻き込まれたり、長時間にわたる利用（依存状態）などにより生活が乱れたりするケースなど、子どもたちの健やかな育ちに悪影響を与えており、ソーシャルメディアを含む「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」については、更なる取組の拡充が必要です。

また、例えば「インターネットの不適切利用」と「いじめ」といった緊急の対策を要する課題同士が結び付き、より複雑になっているケースへの対策を講じる必要も生じており、引き続き、7つの緊急の方策について、市民・地域ぐるみの取組を進める必要があります。

施策を展開する今後の方向性

京都のまちが培ってきた次世代育成の精神と地域社会の力を最大限活用し、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、憲章の理念が家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業など社会のあらゆる場でしっかりと根付き、実践行動の輪が一層広がるよう、取組を進めます。

憲章は、子どもに関わる施策の根幹の理念となるものであり、あらゆる分野の施策を計画・実施する際には、「子どもたちの今と未来のために、どのように取組を進めるべきか」という視点をもって、市役所、区役所・支所の各組織が緊密に連携し、取組を進めます。

施策・主な取組

001 「京都はぐくみ憲章」の普及と憲章の理念に基づく実践の推進

憲章の理念に基づく実践行動が、市民生活のあらゆる場に息づくよう、毎年度の「行動指針」の制定、憲章の「実践推進者」の表彰をはじめ、憲章の実践を推進する機運づくりを進めます。

また、全庁が一体となって取組を進めることはもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政など、市民や社会のあらゆる構成団体と協働し、積極的な普及促進に取り組みます。

さらに、身近な地域で取り組まれている憲章の実践活動を、従来の広報媒体に加えて、スマートフォンアプリ等を活用して情報発信するなど、若い世代にも焦点を当てながら、市民が憲章を身近に感じ、その実践につながる効果的な取組を推進します。

<保健福祉局、教育委員会、全局・区>

【主な取組】◇毎年度制定する「行動指針」に基づく取組の啓発・実践 新規（推進中）

◇「子ども育みサポーター」制度の充実 新規（推進中）

◇「実践推進者表彰」の実施 新規（推進中）

◇愛称・ロゴマークを活用した啓発活動の推進 新規（推進中）

◇スマートフォンアプリ等を活用した情報発信 新規（推進中）

002 7つの「緊急の方策」など、子どもの命や健やかな育ちを守る取組の推進

「児童虐待対策」、「いじめ対策」、「児童ポルノ対策」、「薬物乱用対策」、「性感染症対策」、「インターネットの不適切利用対策」及び「電子・映像メディア依存対策」の7つの「緊急の方策」を中心に、子どもの命や健やかな育ちを脅かすものに対し、その状況の点検及び必要な措置の検討、そして市民や保護者向けの情報提供及び研修の実施や、育ち学ぶ施設職員への研修の充実などの取組を進めます。

(2) 子育て支援ネットワークの充実(★)

現状と課題

京都市では、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる「子どもネットワーク」を構築し、市民と行政が一体となって子育てを支えています。

全市レベルでは、児童福祉センターをはじめとする子育て支援の中核機関のほか、子育てに関わる団体、機関、行政等の参画を得て、「京都子どもネットワーク連絡会議」を設置し、「京都市未来こどもプラン」の進捗管理や、子どもと家庭に関する全市的課題に取り組んでいます。

また、2012（平成24）年8月に公布された子ども・子育て支援法では、市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に施策を推進するとともに、いわゆる地方版「子ども・子育て会議」の設置に努めることとされました。

京都市では、2013（平成25）年7月に、保護者、事業者代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等、幅広い関係者の方々の参画を得て「京都市子ども・子育て会議」を設置し、この会議のもとで京都市の子ども・子育て支援の諸課題に総合的に対応するため、新たな体制を構築しました。

行政区レベルでは、児童相談所、保健センター、保育園（所）、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとする子どもや子育てに関わる関係機関で構成する子育て支援調整会議及び被虐待児をはじめとする要保護児童等の保護、支援を行うネットワークである要保護児童対策地域協議会を設置し、各区役所・支所福祉部（福祉事務所）の子ども支援センターが事務局を担っています。

身近な地域レベルでは、保育園（所）や児童館を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て相談や講座、地域交流をはじめとする各種事業の展開を図っています。

(子どもネットワーク)

全 市 レ ベ ル	■子育て支援の中核機関 児童福祉センター、第二児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、京（みやこ）あんしんこども館が総合的かつ専門的な機能をいかして事業を推進している。 ■京都子どもネットワーク連絡会議 子どもと家庭に関わる行政、民間の関係機関・団体等で設置（1997（平成9）年12月）。子育て支援を総合的に推進するために協議、連絡調整を図っている。
行 政 区 レ ベ ル	■子ども支援センター（福祉事務所） 行政区内での子育て支援ネットワークの拠点として設置（1999（平成11）年9月）。子育てに関する総合相談・情報発信、区域内の関係機関のネットワークづくり（＝子育て支援調整会議）等を実施している。 ■保健センター 行政区内で、妊娠・出産・育児期に至るライフサイクルに応じ母子保健施策を推進する拠点として、医療機関等の関係機関とも連携し、各種母子保健事業を実施している。 ■子育て支援調整会議 区域内の子どもに関わる関係機関・団体等で設置（2006（平成18）年度全区・支所設置完了）。地域における児童問題の把握や情報交換等を行っている。
身 近 な 地 域 レ ベ ル	■地域子育て支援ステーション（2014（平成26）年4月1日現在、175箇所） 保育園（所）や児童館を身近な地域における子育て支援の拠点として指定（1998（平成10）年5月から）。子育て相談や講座、子育て情報の収集・発信、地域交流事業等を展開している。

また、112の団体（2014（平成26）年12月現在）と13の行政区・地域（北区，上京区，中京区，下京区，南区，左京区，東山区，山科区，右京区，西京区，伏見中，伏見東，伏見西）の人たちが参画する「人づくり21世紀委員会」では、子どもたちを取り巻く様々な今日的課題を社会全体の問題として捉え、学校・家庭・地域社会の連携のもと、多様な活動を推進しています。近年においても、「薬物」、「エイズ」、「虐待」、「インターネット・携帯電話の弊害」等の「子どもの命に関わる緊急課題」の解決に向けた取組が、「子どもを共に育む京都市民憲章」制定の契機となるなど、全国的にも例のない市民ぐるみの活動を推進しています。

それぞれのネットワークは、設立の経過や具体的な狙いに違いはありますが、子育てを支え合い、子どもが健やかに育まれるまちづくりを進めるという点では、目指す目標は同じです。こうした様々な子育て支援活動が、お互いに連携し、情報や成果を共有し合うことで、それぞれの活動が一段と大きな効果を発揮するとともに、より幅広い関係機関・団体や市民が関わる全市的な取組へと発展していくことが期待できます。

施策を展開する今後の方向性

子育て支援に関連するネットワークが連携することで、それぞれの活動を円滑で効果的なものにするとともに、保健・福祉・教育等の枠組みを越えた共同の取組を展開し、全市的な子育て支援の風土づくりにつなげていきます。

身近な地域での子育て支援活動が広がり、子育てしやすい地域の社会環境づくりを目指すうえで、「子どもネットワーク」の果たす役割は重要です。今後も、全市レベル・行政区レベル・身近な地域レベルの三層からなる京都式の「子どもネットワーク」が核となり、子どもや子育てに関わる関係機関・団体や企業・市民が連携してネットワークを一層強化・発展させていくよう努めます。

また、妊娠・出産から子どもの成長や発達に応じた子育ての段階ごとに切れ目のない支援を行い、子どもたちや子育て家庭を取り巻く様々な問題に対してより迅速で的確な支援に結び付けていくために、関係機関・団体等の連携により情報共有の強化と役割分担の明確化を図っていきます。

こうした取組により、身近な地域での子育て支援活動の輪を広げ、社会全体で子どもと子育てを温かく見守り、応援し、共に支える、子育てしやすいまちづくりを推進していきます。

施策・主な取組

003 子育て支援の中核機関の連携強化と機能充実

子育てに関わる総合的かつ専門的な機能を有する子育て支援機関の機能の一層の充実を図り、地域の関係機関との連携を強化します。

<保健福祉局，教育委員会>

【中核機関】◇児童福祉センター

◇第二児童福祉センター

◇子育て支援総合センターこどもみらい館

◇教育相談総合センター（こども相談センターパトナ）

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」

004 子ども支援センターの機能強化

「子どもネットワーク」における行政区レベルの子育て支援拠点として、児童相談所、保健センター、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館、小・中学校、主任児童委員等をはじめとした子どもに関わる関係機関との連携を深め、区域内のネットワークの充実に努めます。

<保健福祉局>

【主な取組】◇子育て支援調整会議の開催

◇子ども支援センターの専門性の向上

◇育児支援家庭訪問事業の充実（再掲 P45） 新規（推進中）

◇要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化 新規（推進中）

◇～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実（再掲 P155） 新規（推進中）

◇子育て支援情報発信事業の実施（再掲 P46） 新規（推進中）

◇保育園（所）等との連携によるきめ細かな家庭訪問・相談の充実（再掲P155）

新規（推進中）

005 地域子育て支援ステーション事業の機能強化

「子どもネットワーク」における身近な地域の子育て支援拠点として、地域の団体と連携を図りながら、子育て相談や各種講座、子育て情報の収集・発信等の取組の充実を図ります。

<保健福祉局>

